

北朝鮮ミサイル発射及び核実験への対応強化について

北朝鮮は、弾道ミサイルの発射や核実験を繰り返しており、8月9日には、中国・四国地方上空を通過させ米領グアム島沖に中距離弾道ミサイルを発射する計画を表明し、その後も、8月26日に日本海に向けて3発、さらに、8月29日、9月15日には、北海道地方上空を通過させる弾道ミサイルを立て続けに発射するなど、軍事的挑発をエスカレートさせている。

また、9月3日には、「水爆」と称する6回目の核実験を強行しており、被爆地・広島を抱え平和を希求する中国地方知事会にとって、到底容認できるものではなく、強い憤りを覚える。

こうした行為は、国連安全保障理事会決議を無視した重大な挑発行為であり、不測の事態も危惧されるなど、これまでにない緊張状態が続いている。

さらに、核兵器廃絶に向けた国際的な機運に大きく水を差すものであり、他の核兵器保有国や核兵器保有を願望する国の核開発を加速させ、世界の平和と安定の構築を損ねることを強く危惧する。

国においては、住民の生命・財産を守り、安全安心を確保するため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1 北朝鮮に、これ以上弾道ミサイルの発射や核実験といった挑発行為を行わせないように、拉致問題の解決を含め、外交・経済等あらゆる手段で、国際社会と連携し、断固とした対応をとること。

2 ミサイル発射の兆候・発射情報を迅速に把握し、関係県に対して、直ちに情報提供を行うこと。

また、太平洋や日本海等で操業している漁船などの船舶及び航行中の航空機の安全を確保するため、これらの情報が直接、船舶や航空機に伝達されるシステムを構築すること。

3 万が一、不測の事態が発生した場合に備え、引き続き、警戒・防護体制を強化するとともに、地方公共団体、鉄道・バス・船舶事業者等の指定地方公共機関、消防・防災関係機関などが取るべき対応について明確化し、住民の安全確保に万全を期すこと。

併せて、弾頭の種類に応じた被害想定や実践的な訓練の具体的実施方法等を示すこと。

4 武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保するとともに、その備蓄施設や有事の運搬方法等について指針を示すこと。

5 万が一、被害が発生した場合、国において万全の措置を講じること。

6 北朝鮮から我が国へ流入すると想定される多数の避難民への対応について、国において対応方針を明らかにすること。

また、地方公共団体が対応すべき事項がある場合は、都道府県の役割を明確にし、事案発生時に取るべき方策を定めること。

平成29年11月24日

中国地方知事会



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政